

東員町共同募金委員会審査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東員町共同募金委員会（以下「本会」という。）審査委員会の設置及び運営に関し、本会会則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本会会則第10条の規定に基づき、本会に審査委員会を設置する。

(職務)

第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行なう。

- (1) 配分申請内容の審査に関すること
- (2) 配分事業の監査、評価等に関すること
- (3) その他、審査委員会が必要と認めたこと

2 審査委員会は、配分を申請する者に対し、必要に応じて調査を行うことができる。

(組織)

第4条 審査委員会は委員5名のほか、必要に応じて助言者を若干名加えることができる。

2 助言者は本会運営委員会によって選任し、本会会長が委嘱する。

(委員長)

第5条 審査委員会に委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は会務を総理し、委員長に事故あるときは、予め委員長より指名を受けた委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会は、本会会長が招集する。

2 審査委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

3 審査委員会は、委員の半数以上の出席により成立するものとする。ただし、議決権の委任を受けて出席した代理者は、定足数に算入する。

4 審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(施行細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。